

長屋と人々の暮らし②

江戸の町割と制度

江東区深川江戸資料館

明暦の大火(1657)後、幕府は武家屋敷、寺社地、町人地を強制移転させ防災対策を行い、さらに本所・深川をはじめ新開地の開発など増加する人口対策を考慮した、江戸の市域拡大を図りました。「大江戸八百八町」といわれますが、江戸の町は正徳3年(1713)には933町を数えました。この時、本所・深川も小石川・赤坂などと共に代官支配から町奉行支配になり、江戸の町の範囲に組み込まれました。

今回は、幕府の政策に基づく江戸の町割や町並みの特色と町を維持する制度をみていきます。



「江戸府内朱引図 坤」文政元年(1818) 東京都公文書館蔵
内側の細い線：町奉行の支配地 外側の太い線：寺社方 御府内限勸化地(江戸の範囲)

1. 江戸の町割

(1) 江戸の範囲

参勤交代の武家や、新開地江戸に進出する商人、職人など、江戸には多くの人々が集まりました。江戸は享保期(1716～1736)には武家、寺社、町人を合わせて人口100万人を超え、世界最大の都市になりました。具体的に江戸の町の範囲はどこからどこまでだったのでしょうか。

江戸の範囲を幕府が確定したのは、江戸後期の文政元年(1818)です。それまで、江戸の範囲は明確にされていませんでした。幕府が出した江戸の境界は、寺院が御府内限定で寄付を集める活動ごふないかぎりかんげ(「御府内限勸化」)を行なう範囲です。東は砂村・亀戸、

西は代々木・戸塚、南は上大崎・南品川、北は千住・板橋が江戸の範囲とされました。「江戸府内朱引図 坤」は、その時に定められた江戸の範囲を記したものです。

(2) 江戸町人地の都市計画

① 正方形の町割～表店と裏店～

江戸の町割は、京の町をモデルにして整備されました。京間で60間で正方形をなし、道をはさんで向い合わせの区画を1つの町(両側町)としました。日本橋・京橋などは江戸城のお膝元である町人地の中心としてこの町割が採られ、整然とした町並みが続きました。また周辺部や川沿いの町は、不整形の町

地となっており、地域によりさまざまな町割が混在していました。

両側町の表には大店をはじめとした表店が並びました。表店は奥行 20 間で、正方形の町割では表店の裏側に 20 間四方の空地ができます。これを「会所地」といいます。会所地は当初、幕府からの拝領屋敷や土地にたまる水の排水地などとして使われましたが、江戸の人口増加に伴い 18 世紀半ば頃には宅地化されました。会所地に建つ家を裏店うらだなといいますが、表通りから裏店までは路地を通しました。裏店に裏長屋が建てられ、一般化したのは享保期以降と言われます。

②防火対策

「火事けんかと喧嘩けんかは江戸の華」と言われるように、江戸のように火災に頻繁に見舞われた都市はありません。このため、火災対策は江戸の町の特徴です。繰り返し起きる火災に対処するため、享保の改革ではそれまで町屋に禁止していた瓦、土蔵作りを積極的に奨励しました。しかしその目的は町人地を守るためではなく、江戸城や武家地に火事の延焼を防ぐことでした。

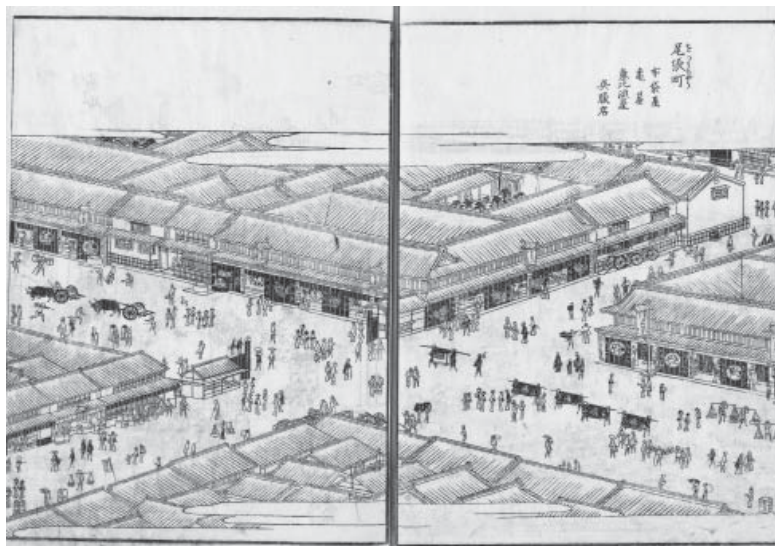
他にも、土蔵は家財や商品の収蔵だけでなく、表店には店の脇に袖蔵を建てたり、また店そのものを土蔵作りにする「みせ蔵」なども現れ、土蔵が並ぶ景観は江戸の繁栄を語る一つにもなりました。

2. 江戸の制度

(1) 町と住民の管理

江戸の町を支配することは、町一つ一つを支配することでもありました。幕府は町奉行のもとに、町年寄や名主の上級町役人と大家やもり(家守)などの下級町役人で町と住民の管理を行ないました。幕府が定めた町人とは地主・家持層を指します。町人たちは税金ちやうにゆうよう(町入用)を払う義務を果たし、その権利を認められました。このため土地や家を持たない店借人は町人に含まれず、権利も認められませんでした。店子たちは町入用を払う義務はありませんでしたが、火災に伴う町の管理など町の運営費の増加は、店賃からも当てられました。

店借である裏長屋たなこの店子たちを管理したのは、地主や家持から管理を任された大家でした。大家は江戸の町方支配の末端に位置し、店子たちは公的な場



「尾張町」(『江戸名所図会』所収) 斎藤月岑編 長谷川雪旦画 天保5年(1834) 斎藤月岑(げっしん)は神田雑町(ぎじちよう)名主。尾張町は現在の銀座5・6丁目です。町の両側に大店が並び、裏店にも家々が続く整然とした町割です。

では必ず大家を通さないと、その存在は認められていませんでした。大家は店賃のやり取りだけでなく、店子へ法令の読み聞かせ、土地や家屋の売買、賃貸の管理、人別帳をはじめとした長屋の住民の把握など、さまざまな役目がありました。また名主や大家で五人組を作り、月毎に当番を決めがちぎょうじ(月行事)町の自身番に詰め、長屋だけでなく町の管理も務めました。

(2) 深川の町役人

現在まで、深川に關係する町名主や地主たちが残した記録が伝わっています。深川獵師町八ヶ町の名主であった相川家の『寛永録』と熊井家の『重宝録』です。当時の町触や土地屋敷の売買手続きなど、名主の職務に必要な幅広い記録です。また深川材木町に居住し、江戸伊勢町の地主を務めた七代目鈴木三右衛門政常は家内での出来事、年中行事などの私的な地主の日記として『鈴木三右衛門日記』を残し日常風景の記録が綴られています。その中には「長屋の屋根を直す」場面も見られます。

このように幕府の政策のもと、江戸の町と住民は統制されていました。その中で、過密都市・江戸には数多くの長屋が建てられ、庶民の暮らしの舞台となりました。

(主な参考文献)

芳賀登『大江戸の成立』(吉川弘文館/1970)

玉井哲雄『江戸 失われた都市空間を読む』(平凡社/1986)

吉原健一郎『江戸の町役人』(吉川弘文館/2007)